

平成 29 年度「ながさき水産業大賞」の実施について

1. 趣旨

長崎県水産業振興基本計画に沿って、地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を上げている漁業者・組織等を表彰することにより、個々の水産業経営改善意欲を助長するとともに、水産業・漁村の活力ある発展を促進する。

また、受賞された方の実績を広く県民へ紹介することにより、県民の水産業に対する理解を深め、水産業の大切さ等を伝える機会とする。

2. 表彰対象及び部門

先進的な活動を展開し、成果を上げた者を、下の部門から表彰する。

(1) 収益性の高い魅力ある経営体部門【経営体】

①沿岸漁業の部

- I 浜と地域の生産力を支える収益性の高い魅力ある経営体の育成
- II 浜と地域の活力再生と漁業就業者の確保・育成
- III しごと創出のための雇用型漁業の育成

②養殖業の部

- I 収益性の高い生産体制の構築
- II 新魚種の組み合わせや輸出に対応した魚づくり
- III 赤潮・魚病被害の対策や安全安心な生産物の供給体制の確立

③水産加工・流通の部

- I 魚食普及と流通促進による地域内消費の強化
- II 選ばれる、売れる商品づくりによる大消費地の販路拡大
- III 相手国ニーズを捉えた商品開発による輸出促進

(2) 浜・地域の魅力を活かした漁村の活性化部門【組織・地域】

- I 漁業者自らが率先し実践する資源管理と漁場の高度利用
- II 総合的な藻場回復などの漁場づくりの推進
- III 浜・地域の魅力を活かした漁村グループ等の活動

3. 推薦手続き

(1) 市町による推薦

市町は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式 1-1、1-2）を作成し、当該地区を所管する振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあっては県央・県南水産業普及指導センター）へ提出する。

(2) 漁業協同組合による推薦

漁業協同組合は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、市町に提出する。市町は当該地区を所管する振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあつては県央・県南水産業普及指導センター）へ提出する。

(3) 漁業者団体等による推薦

各地区漁業士会、各漁協女性部、各漁協青壮年部等は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、市町に提出する。市町は当該地区を所管する振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあつては県央・県南水産業普及指導センター）へ提出する。

(4) 自薦による場合

自薦により参加を希望する者は、申込書（様式2-1、2-2）を所属する漁業協同組合又は市町へ提出する。申込書が提出された漁業協同組合はこれを市町に提出し、市町は当該地区を所管する振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあつては県央・県南水産業普及指導センター）へ提出する。

(5) 各振興局による推薦

各振興局は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、振興局長の意見書（様式3）を添付して、運営委員会へ提出する。

(6) 水産部各課・室及び総合水産試験場による推薦

水産部各課・室及び総合水産試験場は、この賞に該当する者がある場合には推薦調書（様式1-1、1-2）を作成し、水産部各課・室長及び総合水産試験場の意見書（様式3）を添付して、運営委員会へ提出する。

(7) 振興局水産課（長崎、島原振興局管内にあつては県央・県南水産業普及指導センター）は、(1)～(4)で提出された推薦調書及び申込書に振興局長の意見書（様式3）を添付し、運営委員会へ提出する。

4. 推薦調書等の提出期限

振興局水産課（長崎、島原振興局管内は県央・県南水産業普及指導センター）への提出

平成29年7月11日（火）

5. スケジュール（予定）

- | | | |
|-----------|-------|----------|
| (1) 審査会 | 平成29年 | 8月下旬開催 |
| (2) 運営委員会 | 平成29年 | 9月上旬開催 |
| (3) 表彰式 | 平成29年 | 11月中下旬開催 |